

政策評価調書(政策体系図)

所管名:こども家庭庁

7年度予算における政策体系図 【基本(実施)計画(令和6年1月策定)】(注1)	8年度概算要求における政策体系図 【基本(実施)計画(令和6年1月策定)】(注3)	政策評価調書 (個別票)番号	(注4)
上位レベル (注2)	上位レベル		
中位レベル	中位レベル		
下位レベル	下位レベル		
こども政策の推進	こども政策の推進		
(1)こども政策の総合的な推進	(1)こども政策の総合的な推進	①	
(2)母子保健衛生対策に関する施策の推進	(2)母子保健衛生対策に関する施策の推進	②	
(3)保育対策及びこども・子育て支援対策に関する施策の推進	(3)保育対策及びこども・子育て支援対策に関する施策の推進	③	
(4)こどもの安全対策に関する施策の推進	(4)こどもの安全対策に関する施策の推進	④	
(5)児童虐待防止対策、社会的養護の推進及びヤングケアラー等への支援に関する施策の推進	(5)児童虐待防止対策、社会的養護の推進及びヤングケアラー等への支援に関する施策の推進	⑤	
(6)ひとり親家庭等への自立支援に関する施策の推進及びこどもの貧困対策の総合的推進	(6)ひとり親家庭等への自立支援に関する施策の推進及びこどもの貧困対策の総合的推進	⑥	
(7)障害児への支援に関する施策の推進	(7)障害児への支援に関する施策の推進	⑦	
(8)大学等における修学支援に関する施策の推進	(8)大学等における修学支援に関する施策の推進	⑧	

- (注1) 7年度予算の政策体系図を記入すること。また、その根拠(政策評価基本計画、実施計画等)及びその策定年月を記入すること。
- (注2) 政策体系図のレベル数に応じて、適宜欄を追加、削除すること。
- (注3) 8年度において実施することが予定されている政策体系図を記入すること。また、その根拠(政策評価基本計画、実施計画等、予定を含む)及びその策定年月を記入すること。なお、8年度の新規の政策及び前年度政策体系図における政策の名称から変更があるものについては、下線を付すこと。
- (注4) 予算書・決算書の表示科目の単位(項・事項)と対応する政策レベルにおいて、予算のある政策は上から順に付番し、予算のない政策は「-」とすること。